○奈良県警察公印規程（昭和36年８月11日本部訓令第６号）

［沿革］　昭和41年10月本部訓令第10号、43年５月第11号、６月第14号、44年３月第６号、45年９月第12号、46年３月第８号、48年３月第４号、第５号、11月第27号、53年９月第８号、54年２月第３号、４月第10号、55年４月第９号、58年４月第５号、59年12月第11号、61年１月第１号、62年３月第８号、63年12月第23号、平成元年５月第６号、４年５月第15号、５年５月第14号、７年12月第32号、８年８月第14号、16年２月第１号、20年３月第６号、26年９月第18号、28年４月第13号、31年４月第13号、令和２年３月第４号、３年３月第９号、５年２月第３号改正

（総則）

第１条　奈良県警察において使用する庁印及び職印（以下「公印」という。）の名称、規格並びに保管、使用等について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（公印の名称、規格等）

第２条　公印の名称、ひながた、書体、寸法及び用途並びに公印の保管責任者は、別表のとおりとする。

（管理責任者）

第３条　公印の管理責任者は、警務部総務課長とする。

２　管理責任者は、公印の全般的な管理について、その責に任ずるものとする。

（保管責任者）

第４条　保管責任者は、別表に定める保管区分に従い、その保管に係る公印の使用及び保管について、その責に任ずるものとする。

（取扱者）

第５条　保管責任者の下に公印の取扱者を置き、原則として警察本部の次席、副所長、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長及び分庁舎所長をもってこれに充てる。

２　取扱者は、保管責任者の命を受け、公印の使用、保管その他の取扱いに当たるものとする。

３　保管責任者は、取扱者が不在の場合における代理者を指定しておかなければならない。

（公印の新調、改刻、廃止）

第６条　公印の新調、改刻又は廃止の手続きは、管理責任者が行うものとする。

２　管理責任者は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げるもののほか、特定の

事務に使用する庁印、職印並びにその他必要な公印を新調することができる。

３　保管責任者は、公印の新調、改刻又は廃止を必要と認めたときは、別記様式第１号により管理責任者に申請しなければならない。

（公印の登録）

第７条　管理責任者は、別記様式第２号による公印台帳を備え、公印の印影その他必要事項を登録しなければならない。

２　前項に規定する公印台帳に登録されていない印を、公印として使用することはできない。

（公印の使用手続）

第８条　公印の使用を必要とするときは、押印を必要とする文書に原議を添えて、取扱者に提示し、公印の使用についてその承認を得なければならない。

２　本部印及び本部長印（特定事務に使用するものを除く。）を使用するときは、その都度、前項のほか別記様式第３号による公印使用簿に所要事項を記入しなければならない。

（印影の印刷）

第８条の２　所属長は、公印の押印を必要とする同一文書を多数作成する場合は、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

２　前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認申請書（様式第４号）に原議を添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

３　公印の印影を印刷した文書は、厳重に保管するとともに公印印影印刷文書受払簿（様式第５号）によって、その使用状況を明らかにしておかなければならない。ただし、別に定めるところにより、使用の状況を明らかにできる場合は、この限りでない。

（電子公印）

第９条　所属長は、電子計算機を使用して公印の押印を必要とする文書を作成する場合は、管理責任者の承認を受け、公印の印影を電磁的記録媒体に記録し、その記録した印影（以下「電子公印」という。）を出力して公印の押印に代えることができる。

２　所属長は、前項の承認を受けようとするときは、電子公印使用承認申請書（様式第６号）により申請すること。

３　所属長は、当該電子公印の不正使用を防止するための必要な措置を講じるとともに、使用状況について常に明らかにしておかなければならない。

４　所属長は、電子公印の使用を廃止したときは、速やかに当該電子公印に係る印影を記録した電磁的記録媒体から当該印影を消去するとともに、管理責任者にその旨を報

告しなければならない。

（公印の保管）

第10条　公印は、常にかぎのある堅固な容器に納め、使用しないときは施錠し、厳重に保管しなければならない。

（事故報告）

第11条　保管責任者又は所属長は、公印、公印の印影を印刷した文書又は電子公印を出力した文書の盗難、紛失等の事故があったときは、管理責任者を経て速やかに本部長に報告しなければならない。

（不用公印の保存）

第12条　保管責任者は、改刻又は廃止により不用となった公印については、速やかに管理責任者に返納しなければならない。

２　管理責任者は、前項の規定により返納された公印を、次の期間保存しなければならない。

(1)　本部印及び本部長印（特定事務に使用するものを除く。）　30年

(2)　前号に掲げる公印以外の公印　５年

３　前項の保存期間を経過した公印は、管理責任者において廃棄処分するものとする。

附　則

１　この規程は、昭和36年８月11日から施行する。

２　この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものとみなす。

附　則　（昭和41年10月15日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和43年５月30日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則　（昭和43年６月24日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則　（昭和44年３月31日本部訓令第６号）

この訓令は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則　（昭和45年９月３日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和45年９月３日から施行する。

附　則　（昭和46年３月31日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年３月23日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和48年３月23日から施行する。

附　則　（昭和48年３月26日本部訓令第５号）抄

（施行期日）

１　この規程は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年11月５日本部訓令第27号）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年８月24日から適用する。

（経過規定）

２　この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附　則　（昭和53年９月７日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和53年９月７日から施行し、昭和53年９月１日から適用する。

附　則　（昭和54年２月27日本部訓令第３号）

この訓令は、昭和54年３月１日から施行する。

附　則　（昭和54年４月21日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和54年４月21日から施行する。

附　則　（昭和55年４月７日本部訓令第９号）

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕奈良県警察公印規程〔中略〕の規定は、昭和55年４月１日から適用する。

附　則　（昭和58年４月１日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則　（昭和59年12月６日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年12月６日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附　則　（昭和61年１月28日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和61年１月28日から施行する。

附　則　（昭和62年３月30日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則　（昭和63年12月26日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の奈良県警察公印規程の規定は昭和63年７月11日から適用する。

附　則　（平成元年５月22日本部訓令第６号）

この訓令は、平成元年５月22日から施行し、〔中略〕平成元年３月24日から適用〔中略〕する。

附　則　（平成４年５月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成４年５月18日から施行し、平成４年３月13日から適用する。

附　則　（平成５年５月26日本部訓令第14号）

この訓令は、平成５年５月26日から施行する。

附　則　（平成７年12月７日本部訓令第32号）

この訓令は、平成７年12月７日から施行する。

附　則　（平成８年８月21日本部訓令第14号）

この訓令は、平成８年９月１日から施行する。

附　則　（平成16年２月５日本部訓令第１号）

この訓令は、平成16年２月５日から施行する。

附　則　（平成20年３月７日本部訓令第６号）

この訓令は、平成20年３月10日から施行する。

附　則　（平成26年９月５日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年９月５日から施行する。

附　則　（平成28年４月28日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成28年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の奈良県警察公印規程に規定する保安事務専用警察署焼印の印影については、警察署印の印影とみなす。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和２年３月10日本部訓令第４号）

この訓令は、令和２年３月10日から施行する。

附　則　（令和３年３月23日本部訓令第９号）

この訓令は、令和３年３月26日から施行する。

附　則　（令和５年２月24日本部訓令第３号）

この訓令は、令和５年３月１日から施行する。

（別表等省略）